平成２５年（フ）第１５８８号
札幌市北区太平３条１丁目２番12号　ルミエール太平202号
債務者　長谷　祐司
1　決定年月日時　平成25年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１５９２号
札幌市豊平区月寒東１条３丁目２番46号　ソフィア101号
債務者　涌井　大介
1　決定年月日時　平成25年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１５９４号
札幌市白石区東札幌３条３丁目４番１―105号、住民票上の住所北海道江別市東野幌町26番地の６
債務者　山本弓太郎
1　決定年月日時　平成25年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１６０４号
札幌市北区篠路７条６丁目４番３号　シャトルド・ルミネ102号
債務者　八木　香織（旧姓川村）
1　決定年月日時　平成25年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１６０７号
札幌市西区発寒10条２丁目９番10―203号
債務者　百日　庸介
1　決定年月日時　平成25年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１６１０号
札幌市豊平区美園10条７丁目２番１―403号
債務者　菅原　　史
1　決定年月日時　平成25年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１６１５号
札幌市白石区菊水４条２丁目１番８―406号
債務者　松原　良子
1　決定年月日時　平成25年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１６３２号
札幌市手稲区手稲本町３条４丁目４番39号　第７寿荘103号
債務者　菊池　博教
1　決定年月日時　平成25年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１６３７号
札幌市東区北27条東18丁目２番18号　光明荘103号
債務者　小野みゆき（旧姓菅原）
1　決定年月日時　平成25年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１６７０号
札幌市西区西町北６丁目４番23―102号
債務者　三浦　真弓
1　決定年月日時　平成25年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１６８７号
北海道千歳市幸町６丁目１番地の８　フリージア駅前903号
債務者　皆川　伸一
1　決定年月日時　平成25年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１６７号
群馬県高崎市剣崎町410番地６　ビューパレス剣崎105号
債務者　今井　梨江（旧姓齋藤）
1　決定年月日時　平成25年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月７日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第９９号
千葉県山武市早船1451番地
債務者　都丸　雄一
1　決定年月日時　平成25年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月７日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２５年（フ）第１００号
千葉県山武市早船1451番地
債務者　都丸　紀子
1　決定年月日時　平成25年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月７日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２５年（フ）第１１４号
千葉県旭市ニの5892番地２
債務者　谷口　敏和
1　決定年月日時　平成25年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月７日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２５年（フ）第５４４号
堺市北区百舌鳥赤畑町４丁331番地　エステートピア百舌鳥103号
債務者　松岡　憂希
1　決定年月日時　平成25年９月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第７３３号
大阪府羽曳野市野々上４丁目６番３号
債務者　樫本　忠嗣
1　決定年月日時　平成25年９月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係